Ⅲ 学校給食関係事務

1 国庫補助金等関係

(1) 学校施設環境改善交付金

学校給食施設設備の整備にかかる国の補助は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定)に定められている。

地方公共団体が作成した義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金である。

ア 学校給食施設整備事業の概要等

(7) 趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における 学校給食施設(炊飯給食施設を含む)の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図 る。

(1) 国庫補助事業者

地方公共団体(都道府県・市町村(組合を含む))

(ウ) 事業の概要、交付金の算定割合

国盾	 車補助事業細目	算定割合	概 要	附 帯 施 設
公立	学校給食施設の 新増築	1/2	学校給食を開設するため給 食施設をドライシステムに より新増築する事業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かくはん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理器、エアカーテン、エアシャワー、手指殺菌機(共同調理場の場合、厨芥処理機、自家発電機、廃水処理施設を含む。)
の義務教育諸学	炊飯給食施設の 新増築 アレルギー対策 室の新増改築	1/2 新増築: 1/2 改築: 1/3	炊飯給食を実施するため炊 飯給食施設をドライシステ ムにより新増築する事業 学校給食におけるアレル ギー対応のためアレルギー 対策室をドライシステムに より新増改築する事業	炊飯器、洗米機、納米庫(米びつ)、食器 浸漬槽
校	学校給食施設の 改築	1/3	老朽化等により給食施設を ドライシステムにより改築 する事業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かくはん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理器、エアカーテン、エアシャワー、手指殺菌機(共同調理場の場合、廃水処理施設を含む。)

(エ) 交付金の算定方法

[配分基礎額*1×算定割合] と [事業に要する経費の額*2×算定割合] を比較*3して少ない方の額 + 事務費 = 交付金

※1配分基礎額 = [基準面積(児童生徒数による)×建築単価(国が定める額)]

※²事業に要する経費の額 = [実工事費(対象外経費を除いた対象工事分)]

全工事費のうち交付金の算定対象となる工事費

(学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について〈参考〉)

* 基準面積以上に実施する単独分の面積は対象外であるため、基準面積を超える部分に係る経費は対象外経費

※3 地方公共団体ごとに交付するものであるため、施設整備計画に記載された交付対象事業 全体で比較する。

<学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について>

工事 種目	項目	判定	対 象 内	対 象 外	備考
	机, テーブル	×			
	椅子	×			建物に固定 してあっても
	ブラインド	×			対象外
	カーテン	×			J I
	レリーフ	\triangle	I	N	
	デザインタイル	\triangle	全壁仕上げとして使われた場合	▶左記以外	
	壁画	\triangle	J	IJ	
	ステンドグラス	0			
雑	強化フィルム	0			
	煙突	0			
	屋上フェンス	0			
エ	換気扇	0			
	換気天蓋	0			
	換気ダクト	0			
事	点検口蓋	0			
尹	ドレーン	0			
	採光装置(トップライト)		建物に固定されたもの	左記以外	
	アコーディオンカーテン	0			
	間仕切りパネル	Δ	レール支柱等が建物に固定してあるもの	ついたて等	
		_			
	網戸。	0			
	スロープ	0	and the control of th		
	増改築時の既存建物との	Δ	増改築のために生じた取合い部分の砥り	左記以外	
	取合い工事		及び必要最小限度の復旧		
	移動照明器具	×			
	屋外照明	×	h	h	
	配線	\triangle	▶敷地内	▶敷地外	
電	電柱 分岐·引込工事	^	← 放地円	方以上ピクト	
_	安圧器	Δ	Y	Y .	
気	配(分)電盤	0			
工	年ュービクル	0			
	キュービクル等の廻りのフェンス	0			
事	取付器具	0			
	取付照明器具	0			
	建築当初から取付られた照明灯	0			
	表示灯	0			
Щ	34/4 //4			l	

工事	項目	判定	対 象 内	対 象 外	備考
種目	インターホン	Δ	建物に固定されたもの	卓上型,壁掛型	固定とは壁等に組込まれたもの
	電話機	×	7E 191-1E17EC 1101-2019	——————————————————————————————————————	11-11-201-01-00-0
	マイクロホン	×			建物に固定された架台等
	テレビ	×			は対象
	テレビアンテナ	0			ľ
	アンプ	Δ	非常放送用のもの	左記以外	
	スピーカー	Δ	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	ベル	0			
	チャイム	0			
	ブザー	0			
	避雷針設備	0			
	扇風機, 送風機等	Δ	h	h	
	テレビ,電話,インターホン	Δ	→建物工事として行った工事	左記以外 (後で取付けたもの等)	
	等の配線(管)		IJ	(後で取りりたもの寺)	
-	電話交換機	0			
電	エレベータ	×			
	リフト	×			
気	防犯灯	Δ	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	防犯監視装置	Δ	防犯・安全対策用として建物、門等に	左 記以外	
エ	非常通報装置	\triangle	付属したもの		
	誘導灯	0			
事	非常照明設備	0			
	非常用蓄電池	0			
	消防署への直接連絡設備	0			
	感知器	0			
	火災報知器	0			
	ガス漏れ警報器	Δ	建物の壁などに固定したもの(設備)	左記以外	
	既存建物からの接続	Δ	増改築に伴い必要となる工事のうち	左記以外	共用部分は撤去費を除き
			専用部分及び共用部分		面積按分する
			(当該増改築部分にかかる経費とする)		
	将来、増改築及び電気容量	Δ	補助対象建物内	左記以外	
	の変更に伴う増設予定の為				
	の配線(管)				
	既存建物内の火災報知器の	Δ	消防法等により補助建物の建築に伴い	左記以外	
	受信機及び消防署への直接		改修又は増設の必要があるもの	生能以外	
	連絡設備		以於人民相似。200至11-1875 Ov.2		
	消火器,消火弾	×			
	避難器具	Δ	建物に固定してあるもの及び避難袋の類	左記以外	
	感知器	0	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
φΛ.	消火栓ボックス	0			
給	防火用貯水槽	Δ	右記以外	修景用の池等	
排	貯受水槽	0			雨水貯水槽含む
水	給水栓	0			
小	給水タンク	0			
衛	給水ポンプ	0			
生	排水ポンプ	0			
	給排水配管	0			
機	トラップ	0			
械	散水栓	Δ	犬走り内	左記以外	
	さく井	Δ	敷地内	敷地外	給水工事に限る
	犬走側溝	0			
事	排水溜桝	0			
7	グレーチング	0			
	し尿浄化槽	0			
	汚水ポンプ	0			
	汚水管	0			

工事種目	項目	判定	対 象 内	対 象 外	備考
198 14	瞬間湯沸器	0			温水器を含む
4	ガス配管	0			
給排	諸コック	0			
	連結送水栓	0			
衛	分岐•引込工事	Δ	敷地内	敷地外	
生機	既存建物からの接続	Δ	増改築に伴い必要となる工事のうち,	左記以外	共用部分は撤去費を除く
械			専用部分及び共用部分		
工			(当該増改築分にかかる経費とする)		
事	将来, 増改築・増設予定の為	Δ	補助対象内建物	左記以外	
	の配管(線)	0		(# D //) est = DD D	dans =)
	暖房機器及び付属設備一式	0		備品的な暖房器具	床暖房については建物に
NA	冷房機器及び付属設備一式	0			固定してあるもののみ対象
冷暖	全熱交換機	0	the state of the s	L. STALK	U EE de () > > let 1, ett > P \ >
房	既存建物内のボイラー工事	Δ	増改築に伴い必要となる工事のうち,	左記以外	共用部分は撤去費を除き
工			専用部分及び共用部分		面積按分する
事	版本 描み物 描述文字の名	^	(当該増改築分にかかる経費とする)	+->= \n \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	将来, 増改築・増設予定の為 の配管(線)	Δ	補助対象内建物	左記以外	
	門	Δ	建物の新増改築に伴い必要となる門柱、	左記以外及び道路に該当する	
門	1.1	Δ	戸及び扉の新増改築	工事	
囲			(これに付随する花壇等を含む)	上于	
障	囲障	Δ		左記以外	
等工	四十	4	新増改築で、敷地境界又はこれに準ずる	71 HOSO 1	
事			箇所にあるもの(生垣等を含む)		
	吹き抜けの渡り廊下	Δ	建物の新増改築に伴い必要となるもの	既存建物間をつなぐもの	
設	実施設計費	0	前年度支出済み分も対象		
計	基本設計費	Δ	学校給食施設全体を整備する事業	左記以外	
費			(新築,全面改築)		
等	耐力度調査費	\triangle			
	工事監理委託費	0			
地	ボーリング等一式	Δ	敷地内	敷地外	前年度支出済み分も対象
質工調事					
查					
	工事用搬入路整備	Δ	古埣工車弗の割合		敷地外も含み、土地借料も対象
仮	仮設渡り廊下設置	Δ	直接工事費の割合 (交付金分と単独分)	工事と関係のない仮設工事	
HA	非常階段の移設費	Δ	で按分する		
工事	旧建物等の埋設物の撤去費	Δ	γ	γ	旧建物等の撤去費の対象となる
. F	provides who all belong to have the				工事は,仮設工事の対象外
	既存建物等移転費	×	12.17.2.72 dd. 166 7) L = 1 0 1 - 164 18 7 74 dd. 1 1	+ ≥1 N N	
	旧建物等の撤去費	Δ	危険建物等又はこれに準ずる建物として	左記以外	
撤	フーンフ 地水 加速 共富		改築の対象となった面積を限度とする 事業の実施に伴い撤去する又は支障と	七氢吖 鱼	
去	フェンス, 排水, 側溝, 花壇, 舗装及び樹木等の撤去費,	Δ	事業の実施に住い撤去する又は文障と なる施設等(事業実施範囲内)	左記以外	
工	翻袋及び樹木等の献去貨、 撤去復旧費及び樹木の移植費		なる心でで、 はながが、 はなががが、 はながが、 はながががががが、 はながががががががががががががががががががががががががががががががががががが		
事	JRK 左後 IH 其 及 U 間 小 V / 1を 他 負				

○ 原則として対象とするもの

凡例 △ 場合によって異なるもの

× 原則として対象とならないもの

<学校給食施設整備事業に係る附帯施設の対象品目について>

附帯施設の対象品目	対 象 内	対 象 外		
かま	回転釜等(ガス, 電気等を問わない)	炊飯専用の釜		
上流し、下流し	シンク、水切台等			
調理台	調理台,作業台,移動台	コンベア,調理機器を置く台		
食器洗浄機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	野菜洗浄機, 器具の洗浄機		
食器消毒保管機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	器具消毒保管庫,包丁まな板殺菌庫		
ボイラー	調理用のボイラー	瞬間湯沸器は工事費で対象		
かくはん機	フードミキサー等			
野菜裁断機	フードスライサー,サイの目カッター等			
球根皮むき機	球根皮剥機, ピーラー等			
揚物機	連続フライヤー等(油切コンベア等, 揚物機と一体とみなせるもの)	単体の油タンク、オイル缶、油ろ過器		
焼物機	ガステーブル,電磁調理器等			
蒸物機	スチームコンベクションオーブン	電子レンジ、湯煎器等		
冷蔵庫	冷蔵庫(プレハブ冷蔵庫も含む) 牛乳用保冷庫	冷凍庫,冷凍冷蔵庫,蓄冷剤凍結庫		
真空冷却機				
中心温度管理機能付き調理器				
エアカーテン,エアシャワー		間仕切りカーテン		
手指殺菌機		靴・エプロン殺菌庫		
炊飯機	連続炊飯機, 炊飯釜等			
競				
食 納米庫(米びつ)				
食器浸漬槽				

※対※対象品目と一体になっているものや、対象品目に必要不可欠なものは対象とする。

※対 ※対象品目の運搬費, 据え付け費, 試運転調整費など使用前の必要不可欠な費用は対象とする。

イ 交付金に係る手続

(7) 建築計画

文部科学省においては、交付金を受ける年度の前年度において、年3回程度、各地方公共団体における建築計画の状況把握を行っている。

この建築計画を基礎として、交付金の予算に係る概算要求等を行っているところであり、交付を予定している地方公共団体においては、内容を十分検討し必要な財源の見通しをもった上で、当該建築計画を立てることが重要である。

(イ) 施設整備計画の作成・提出

地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、計画を作成しなければならない。

計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、文部科学大臣(市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあっては、都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣)に提出しなければならない。

(ウ) 申請等の手続

a 交付申請·交付決定

地方公共団体は、内定を受けたものについて「学校施設環境改善交付金交付申請書」を提出し、文部科学大臣は、この提出された交付申請書を審査して交付対象事業の目的及び内容等が適正なものと認めたときは交付決定を行う。

b 交付対象事業の実施

地方公共団体は、交付対象事業の遂行の状況に関し、「状況報告書」を文部科学大臣(交付対象者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出しなければならない。

c 交付対象事業の廃止及び内容変更

• 事業廃止

交付対象事業者が、交付決定の内容を廃止しようとする場合には、「交付金交付事業廃 止承認申請書」を文部科学大臣に提出しなければならない。

• 内容変更

交付対象事業者が、交付決定の内容を変更しようとする場合には、文部科学大臣の承認 を受けなければならないものと、承認を要せずに変更しうるものとがある。

承認を要する事項を変更する場合、交付決定の内容の変更にあっては、「交付金交付決 定内容変更承認申請書」を提出する。

また、工事の期間を延長する場合は、「交付金交付事業工期延長報告書」を提出する。 なお、危険建物等の取り壊しを延期する場合は「危険建物等の取壊し延期承認申請書」、 危険建物等を保存する場合は「危険建物等の取壊し免除承認申請書」を提出する。

d 実績報告

交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実 績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に 提出する。

e 額の確定

額の確定とは、交付すべき交付金の額を確認することをいい、これによって交付金の精算ができることとなっている。この額の確定は、文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)が行う。

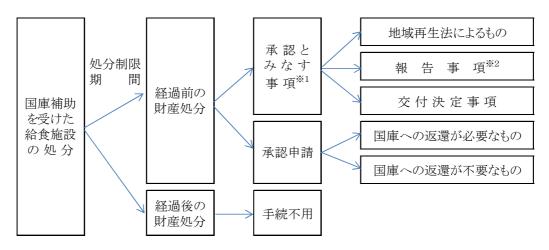
(I) 事後評価

地方公共団体は、施設整備計画の計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに文部科学大臣(市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣)に報告しなければならない。

ウ 財産処分

(7) 概要等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき、交付金等(公立学校施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金等)の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を交付金等の交付の目的に反して使用(転用)、譲渡、貸し付け又は取り壊しなどを行う場合は、交付金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び文部科学大臣が定める期間(処分制限期間)を経過した場合を除き、文部科学大臣の承認が必要となる。



※1承認とみなす事項(包括承認事項)は、国庫納付を必要とせずに承認するもの

※2報告事項

次に掲げる財産処分で、財産処分報告書を文部科学大臣に提出した場合については、文部 科学大臣の承認があったものとして取り扱われる。

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物及び建物以外の工作物並びにこれに付随 する建物以外の工作物及び設備(以下「建物等」という。)について行う、無償による 財産処分
- ・ 国庫補助事業完了後10年未満の建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併市町村基本計画に基づくもの
- 下表に掲げる財産処分
 - 1 災害等により全壊した建物の取壊し等
 - (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄
 - (2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物(事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。)のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
 - (3) 保健衛生,機能又は学校管理運営において不適当な建物(事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。)のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
 - (4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
 - (5) 単独で改築する建物の取壊し(当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。)
 - (6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
 - (7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能と なった設備の廃棄
 - 2 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。)のうち、次の事項に該当するもの
 - (1) 統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの無償による転用
 - (2) 学校給食の円滑な実施に著しく不適当で、その改築等が国庫補助の対象となった建物等の無償による転用
 - 3 事情変更に伴う建物区分の変更

(イ) 承認等の手続

平成20年7月2日付け20文科ス第469号「安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設)等に係る財産処分の承認等について」(文部科学省スポーツ・青少年局長通知)による。

<補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表>

1 施設

補助事業等名	処	分	制	限	財	産	の	名	称	等	処分制限	期間(年)
冊 明 尹 未 守 石	施設整備等	等名	財産名	構	造	規	格	等		構造区分	1	2
				鉄骨鉄筋	「コンクリ	ート造又	は鉄筋	コンクリ	ート造	R	60	47
				ブ	口	ツ		ク	造	その他	45	38
				金属造(電	骨格材の肉	同厚が4mn	を超える	もの)		S	40	34
	学校食堂施	拉設	建 物	金属造(†	骨格材の肉	同厚が3mn	か超え4	mm以下の	つもの)	S	30	27
				金属造(†	骨格材の肉	同厚が3mn	ル以下のも	っの)		S	20	19
				木					造	w	24	22
安全・安心な学				木 乍	予 モ	ル	タ	ル	造	その他	22	20
校づくり交付金				鉄骨鉄筋	ドコンクリ	ート造又	は鉄筋	コンクリ	ート造	R	35	31
				ブ	ロ	ツ		ク	造	その他	32	28
				金属造(†	骨格材の肉	同厚が4mn	で超える	もの)		S	28	25
	学校給食施設	拉設	建物	金属造(†	骨格材の肉	同厚が3mn	か超え4	mm以下の	つもの)	S	20	19
				金属造(†	骨格材の肉	同厚が3mn	ル以下のも	っの)		S	15	14
				木					造	w	12	11
				木 🏗	予 モ	ル	タ	ル	造	その他	10	10

①平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

2 設備

補助事業等名	処	分	伟	刊 [3	艮財	産	の	名	称	等	処分制	
冊切ず未守石	区	分		学	校	給	食	設	備	名	限期間 (年)	11277/2
安全・安心な学 校づくり交付金	附	帯	Α	野球揚焼蒸冷真	器は薬根・温を	消イん	裁 物物物蔵冷機	保ラきむ	チ 断 き 却	一)機機機機機庫機	5 5 5 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 1 1 1 1	器具及び備品/食事又は厨房用品/その他のもの機械及び装置/給食用設備
				工手	ァ ア 指	٤		ヤ	ァ 対 菌	機	12 8	→ 建物附属設備/エアカーテン → 器具及び備品/その他のもの/その他のもの
	附	帯	\neg	厨	芥		処		理	機	9	機械及び装置/給食用設備
	附	帯	С	自	家	(発		電	機	15	□〉機械及び装置/内燃力又はガスタービン発電設備
	附	帯			水 処 水 処				R S		30 15	➡ 構築物/汚水処理用のもの/R造のもの ➡ 構築物/汚水処理用のもの/S造のもの
	炊飯	設	備	炊洗納食	米 器	庫	飯米(浸		び 湿	機 機 つ 槽	9 9 9 9	機械及び装置/給食用設備

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により 取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

[※]参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処 分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

②平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。 ※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により 取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

(2) 要保護児童生徒援助費補助金

市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助する。

ア 対象となる市町村

- ① 小学校又は中学校を設置する市町村
- ② 学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)第1条の規定に基づく開設の届け出を完了している市町村で、現に学校給食を実施している市町村
- ③ 補助対象保護者に対して、学校給食費の2分の1以上の補助を行う市町村
- ④ 補助金の申請時において、③ の補助に要する予算を議決していること又は議決確実である 市町村

イ 対象となる学校給食費

保護者から学校給食費として徴収される実費(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する 経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは含まない。)

ウ 対象となる保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者 ただし、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合で ある保護者を除く。

エ 認定の事務手続

(7) 世帯票の作成

市町村の教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校長又は民生委員等が就学援助 を必要とすると認める者について、教育的立場からの学校長の意見に基づき世帯票を作成する。

(イ) 要保護者の認定

教育委員会は、世帯票に基づき、3月末日(ただし、新たに小学校に入学する者については4月末日)までに要保護の認定を終了する。また、要保護の認定終了後はすみやかに当該世帯票の一部を学校長に送付してその結果を知らせ、一部を認定台帳として教育委員会に保管する。なお、転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、その都度すみやかに追加認定を行う。

また、前年度において要保護児童生徒として認定された者が、新年度においても引き続き援助を必要とする場合は前年度における世帯票の継続報告欄及び継続認定欄を使用して行う。この場合において家庭状況等に変動がある場合は、家庭状況変動欄へ変動の事由を記入する。

(ウ) 進学又は転学の場合の取扱

小学校6学年の要保護児童が、同一市町村内の中学校へ入学する場合は、教育委員会は当該 児童に係る世帯票を回収し、その者が入学する中学校の学校長に世帯票を送付する。同一市町 村内における転学についても同様とする。

(I) 年度の中途における認定の取り消しについて

要保護児童生徒として認定された者が、年度の中途において世帯の経済状況の好転又は設置者が異なる学校への転学、死亡等により援助を必要としなくなった場合において、その者の認定を取り消すときは世帯票の認定取消しの場合欄にその理由を記入し、また継続報告欄および継続認定欄に「年月日取り消し」と朱書し、当該世帯票を一定期間保存する。

オ 補助金の支給

(7) 就学援助費支給計画通知書の作成

教育委員会は要保護児童生徒の個人ごとの支給予定額を決定したのち「就学援助費支給計画 通知書」を作成し、これを4月末日までに学校長に通知するとともに、学校長を通じて保護者 に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助費を受けることとなったことをすみやかに連絡 する。

(イ) 要保護者への補助の支給

要保護者への補助の支給は年度の当初から開始し、3月末日までに完了させる。補助の支給に関しては、要保護者の児童生徒に劣等感や卑屈感を抱かせることのないように、細心の注意を払わなければならない。なお、学校給食費の補助については、学校長が要保護者から委任を受け、その代理人として一括受理し、保管・処理をすることが望ましい。その際は、必ず委任状を作成・保存するとともに、補助支給事務完了後はすみやかに委任事務が終了したことを保護者に連絡する。また教育委員会は、校長が要保護者から委任を受けている場合は、その学校に対し定時及び随時に、適切な方法により経理事務の監査を行う。

(ウ) 就学援助費個人支給明細書の作成

教育委員会が直接給与事務を行う場合は教育委員会が、学校長が教育委員会の補助機関として就学援助費を取り扱う場合は当該学校長が、それぞれ「就学援助費個人支給明細書」を備え付ける。

(エ) 支給に伴う証拠書類等の整理保存

補助金支給の証拠として、保護者の請求書及び受領書、個人支給明細書、世帯票、支給計画 通知書等を整理保存しておかなければならない。

力 国庫補助金申請事務

(ア) 事業計画の概要の提出	国の補助を受けようとする市町村は、事業計画の概要を別に 通知する日までに県教育委員会へ提出する。補助金の内定の資 料となるため、十分留意し正確を期さなければならない。
(イ) 補助金の内定	市町村は、文部科学省からの通知に伴い、県教育委員会から 市町村教育委員会へ内定額の通知が行われる。
\downarrow	
(ウ) 補助金の交付申請	補助金交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、県 教育委員会を経由して文部科学大臣に提出する。
\downarrow	
(エ) 補助金の交付決定	文部科学大臣は、交付申請書を審査の上、交付決定を行い、 県教育委員会を通じて該当市町村に通知する。
\downarrow	
(オ) 状況報告書の提出	市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があった場合、県教育委員会に状況報告書を提出する。
\downarrow	
(カ) 実績報告書の提出	市町村は、補助事業を完了したときは、その日から30日を 経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、 実績報告書を県教育委員会に提出する。

(‡)	補助金の額の確定	県教育委員会は(カ)により提出された実績報告書の内容を審査して、適正であると認めたときは、当該市町村に対して補助金の額を確定・通知する。
		並の領を確定・囲和する。

(ク) 補助金の請求・精算払

県教育委員会から、額の確定通知を受けた市町村は、県会計管理者に対し、請求書に精算払内訳書、事業精算調書、交付決定通知書の写し、実績報告書の写し、額の確定通知書の写し等を添付して補助金の支払いを受ける。

キ 準要保護者に係る就学援助費について

平成17年度から、三位一体改革により、準要保護者に係る国庫補助金は廃止され、対象が要保護者に限定された。準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されている。各市町村は、準要保護者に係る就学援助についても適切に実施するとともに、関係書類を整理保存しておくこと。

ク 就学援助の趣旨及び申請手続について

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)の趣旨に則り、市町村教育委員会はできるだけ多くの広報手段等を通じて、保護者に対して就学援助の趣旨及び申請手続について引き続き周知徹底を図ること。

(3) 特別支援教育就学奨励費(学校給食費)

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校及び小・中学校への就学に要する経費の一部を支弁する制度である。

なお、本制度における学校給食費とは、学校給食法第11条第2項または特別支援学校の幼稚部 及び高等部における学校給食に関する法律第5条第2項に定める学校給食費をいう。

ア 特別支援学校

小学部・中学部・高等部(専攻科を除く)の保護者等に対して特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、幼稚部及び高等部専攻科の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

(7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

・ I区分(収入額が需要費の1.5倍未満) … 全額

Ⅱ区分(収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満) … 2分の1

Ⅲ区分(収入額が需要額の2.5倍以上) … 支給なし

(イ) 費用の負担

県が校長を通して保護者等に支給する。 県の支給額の2分の1を国が補助する。

イ 小・中学校

特別支援学級及び通常の学級(学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒に限る)の 保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

(7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況に

より支弁区分を決定する。

I区分(収入額が需要費の1.5倍未満) … 2分の1

Ⅱ区分(収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満) … 2分の1

Ⅲ区分(収入額が需要額の2.5倍以上) … 支給なし

(イ) 費用の負担

市町村が校長を通して保護者等に支給する。(市町村が直接支給しても良い) 市町村の支給額の2分の1を国が補助する。

2 学校給食に伴う事務

(1) 学校給食の開設・変更・中止・廃止に伴う届出

設置者は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食を開設し、 又は廃止しようとするときは、学校給食施行令(昭和29年政令第212号)第1条の定めるとこ ろにより、県教育委員会に届け出なければならない。

本県では学校給食法施行規則(昭和29年省令第24号)に規定する届出書の様式については、 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和42年教育委員会規則第11号)により下表のように 定めている。

	様	式	掲載ページ	提出期限	経 由 機 関
開	設	届(様式第1)	1 4 3 ページ	開 設 しようとする日の15日前	市町村立学校
変	更	届(様式第2)	1 4 5ページ	変 更 しようとする日の10日前	(名古屋市除く)
廃	止	届(様式第3)	1 4 7ページ	廃 止 しようとする日の20日前	・・・・所管する教育事務所
一 目	中中中	上届(様式第4)	1 4 8 ページ	一時中止しようとする目の20日前	私立学校 … 知事

[※] 一時中止が感染症、災害等不測の原因によるものであるときは、一時中止した後速やかに 届け出なければならない。

なお、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設については、健康 増進法(平成14年8月2日法律第103号)に定める特定給食施設の届出が必要となる。

(2) 学校給食用諸帳簿の取扱い

昭和31年6月5日付け文管学第219号文部省管理局長通知「学校給食の実施について」において、学校給食を実施する学校では、その適正を期するため、学校給食の実施に関し常備すべき必要な諸帳簿、表等を備えつけておくこととされている。

(例:給食費徴収簿、物品受払簿、金銭出納簿等の帳簿類、その他献立表綴、給食日誌、提出報告書等の控、綴等の整備)

これを受け、平成25年2月28日付け24教健第921号教育長通知「学校給食用諸帳簿の取扱いについて」において、次の参考様式を示している。

帳 簿 名	様式	掲載ページ
給食日誌	様式第1号	1 4 9ページ
学校給食実施簿	様式第2号	149,
検収表	様式第3号	150ページ
検食簿	様式第4号	150~~

様式第1(第2条関係)

(表)

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名 印

学校給食開設届

学校給食を開設したいので、学校給食法施行令第1条に基づきお届けします。

1 学 校 名 等											
(1) 学校名		(2) 公 私	(3) 所在地			(4 校∄) 長氏名				
2 学校給食の実施人員、区分及び毎週の実施回数											
(5) 学級数	(b) 左籤 昌	児童・生徒 教 職 貞		(7) 給食の区分	完 全 食 ション・ション・	(8) 毎週の 実施回数		口	(9) 備考		
3 学校給1	3 学校給食の運営のための職員組織										
区 5	(10) 給食主	(11) 養士	(12) 調 理 員	(13) そ の	他	(14) 備	İ	考		
身	ें र										
氏名又1人	よ 1			人		人					
4 学校約	合食の運営に	要する経費	費及び維持	の方法							
経費区分	(15)	負	担区	分	(16)						
(月 額)	設置者	保護者	その他	計	維		持の	方	法		
給 食 費	円	円	円	円 円							
光熱水費											
人 件 費											
その他											
計											
(17) 5 学校給1	食の開設の時	期	年	月 月	3						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 共同調理場の場合は、学校及び共同調理場ごとに別紙とすること。

記入上の注意

- 1 (2)公立及び(7)給食の区分の各欄は、それぞれ該当の文字を \bigcirc で囲むこと。
- 2 補食給食又はミルク給食の場合は、(9)備考欄に完全給食への移行見込み又は移行困難の理由を記入すること。
- 3 (10)給食主任欄から(12)調理員欄までの身分は、教諭、栄養士等職名を記入し、非常勤職員を置く場合は(13)その他欄に身分及び人員を、調理業務等を外部委託する場合は(14)備考欄に委託業者名をそれぞれ記入すること。
- 4 (15)負担区分欄に記載されたもののほか、特に運営をするための維持の方法がある場合は、(16)維持の方法欄に具体的に記入すること。
- 5 学校給食を再開する場合は、(17)学校給食の開設の時期欄に再開の時期を記入し、併せてその旨付記すること。
- 6 共同調理場の場合は、(1)学校名欄に共同調理場名を、(4)校長氏名欄に所長氏名を、(9)備考欄に対象学校名を それぞれ記入すること。
- 7 共同調理場の対象学校については、(9)備考欄に共同調理場名を記入し、(11)栄養士欄から(13)その他欄までの各欄は記入を要しないこと。

様式第2 (第3条関係)

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名 印

学校給食変更届

年 月 日付けで届出をした学校給食開設届の内容を別紙のとおり変更したいので、学校給食法施行規則第1条第5項に基づきお届けします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

変更の事由及び時期

区分	内	容
学校名又は 共同調理場名		
所 在 地		
変更の事項		
変更の事由		
変更の時期	年月	Ħ

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 補食給食又はミルク給食から完全給食に移行する場合は、移行に伴い変更する事項を学校給食開設届(様式第1)の該当欄に記入した書面を添付すること。

様式第3 (第4条関係)

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名 印

学校給食廃业届

学校給食を次のとおり廃止したいので、学校給食法施行令第1条に基づきお届けします。

区分	内	容
学校名又は共同調理 場名		
所 在 地		
廃 止 の 時 期	年 月 日	
廃 止 の 事 由		
廃止の際における給 食施設及び設備の処 分方法		
廃止の際における学 校給食物資の処分方 法		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4 (第5条関係)

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名 印

学校給食一時中止届

学校給食を次のとおり一時中止したいので、学校給食の開設等の届出に関する規則第4条に基づき お届けします。

区分	内			容
学校名又は共同調理 場名				
所 在 地				
一時中止の時期	年	月	日	
一時中止の事由				
一時中止の際における学校給食物資の処分方法				
再開の時期又は見込み				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第1号

給 食 日 誌

校長	66

平成 年 月 B 曜日 [学校区分: 小学校 · 中学校 · 集等学校 · 特别支援学校(幼稚苑 小学苑 中学苑 集等苑)]

			x	\$			1	- 4	当	- 12		2	9	果	*	価		
献土名	材料名	推入量	雙入価格	使用量	摂取量	エネルギー	たん白質	10 页	THIRD CHAFF	カルシウム	典		£ \$		2		マグネシウム	9
		ks	B	ks		k c a 1	, E		1	ns	0.5	A 4 588	81 .	B 2 .s	C 15		0.8	
													I		1		<u> </u>	
				ļ		ļ			ļ	<u> </u>			ļ					ļ
			ļ	ļ	ļ			<u> </u>	ļ								ļ	-
		_	 	-	_					-		1	+	+	+	_		
			1						Ì					1	1			
													I		1			
			ļ	ļ		ļ			1									
			ļ	ļ	ļ	ļ		<u> </u>	ļ	ļ		ļ	ļ		-		ļ	
			ļ	 					<u> </u>						-	-		-
			·	ł				<u> </u>	ł	<u> </u>			 		-		<u> </u>	
			1	1	-	-			1			1						
									Î						1			
			ļ	ļ				ļ	ļ	ļ							ļ	
			ļ	ļ		ļ			ļ	ļ								ļ
			+	-					 	-		-	-		-	-		-
			·	 					-	 								
			†		-				†	ļ		1	1		1	1		1
															1			
												Ş.						
					-					_		_	-	+	_	-		\vdash
				ļ				-	ļ									
			-	-				-	-	-		-			-		-	-
			-	<u> </u>					ļ	•					-			-
			1		1				1				1		1			1
		<u> </u>										I	1		1	1		
												-						
			1									-	_	-	_	_		
ŵ	*	-									_	_	_	+	+	_		
	袁人员		1	_		主食の	±	±0)	1		25	★		_	特記事	7		
	R R G H	1.7	あたり食材	科曼		小学校		-	事等学校	Ė	食、副食 牛乳を除く		_	· A	1	200		
					14 11 11	1		1 字字权	国等手段	1 7			1 1	- A.	1			
全 生徒					佐学年	中字年	高学年			1.54	平靴全洲(()		-	4			

(注) 共同調理(共同調理等)により実施している場合は、調理実施施設において学校区分(小学校、中学校、東等学校)ごとに別を(別集)に作成し、気配校に早しを配付すること

2014-2001				£	E		月	分					学	ŧ ;	級	給	1	È	実	施	i i	等							校長	数		担任	
4	B	ŧ ,	5	В	В	8	8	8	8	8	В	8	8	8	В	8	8	8	8	В	В	8	8	8	8	В	В	8	裕索原	欠食款	衛集全額	德	,
														3																			
	01010		n on on on or																														
			-						- 3					- 8															-				
0																																	
1														- 8																			
2																																	
3																																	
4																																	
5		. 1000 1000 1000 100																															
5																																	
7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10110110110	nununung:																														
8														- 3																			
9																																	
0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	200000000	00000000	3000000										-																			
1																																	
2																															1		
3																																	
4																																	
5																																	
6			2																														
7																																	
8																																	
9																																	
0	r nr nr i	16161616	menenery.																														
1																																	
2																																	
0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 2 2 3 3 4 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 4 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 3 5 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 5 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3 3 5 5 5 5 5 5 5 7 8 9 9 0 0 1 1 2 3																																	
4																																	
ō																																	
6																																	
7																																	
8			- 1																														
9																																	
0																																	
合品		fè1	快款																														
0.5		大力	使数																														

検 収 表

8	納入時間	#6	規格	数量 (单位	a an	4入集者名	製造業者名	所在地 生産地	品業	群栗	包装の 汚れ・破れ	典物	**	消費期限 實味期限	製造年月日	*=	表示	LotNo	理能者	備考
					1				良 · 不良	長・不良	良・不良	* - #	* - #			*0	8・不良			
									良・不良	長・不良	長・不良	* · #	* · #			10	良・不良			
									良・不良	良・不良	县 · 不县	* · #	* - #			*0	長・不良			
									良・不良	良・不良	良・不良	* ·#	* - #			og.	良・不良			
									長・不良	良・不良	良・不良	* • #	* • #			o,	長・不良			
	:								長・不良	長・不良	良・不良	* * #	* • #			°c	民・不良			
	29								長・不良	長・不良	長・不良	* · #	* · #			ů	良・不良			
									長・不良	良・不良	良・不良	* • #	* • #			ů,	長・不良			
									良・不良	良・不良	良・不良	* • #	* - #			%	良・不良			
									長・不良	長・不長	泉・本島	* • #	* * #			2	民・不民			
	:				\perp				良・不良	長・不良	易・不易	* - #	* * #			್	長・不良			
	19								長・不良	長・不良	長・不良	* - #	* - #			*5	長・不良			
	- 1								長・不良	長・不良	長・不良	* • #	* - #			*5	長・不良			
									長・不良	長・不良	長・不良	* • #	* - #			*0	長・不良			
									長・不良	長・不良	長・不良	★・集	* * #			*5	長・不良			
	-				_				良・不良	長・不良	長・不良	* - #	* - #			*6	長・不良			
	- 1				4				長・不良	長・不良	良・不良	* - #	* - #			*6	民・不良			
	- 1				4				R·不良	長・不良	長・不良	* • #	* • #			*0	長・不良			
					4				長・不良	民・不良	長・不良	* • #	* - #			*0	長・不良			
									長・不良	長・不良	易・不易	有・集	* * #			**	長・不良			
	9				1				長・不良	民・不良	良・不良	* - #	* - #			*0	長・不良			
	- 4				1				艮•不良	良・不良	長・不良	* - #	* - #			*c	具・不良			
	4								民・不良	長・不良	長・不良	* - #	* - #			*	民・不良			

様式第4号

検 食 簿

	歌立名 異物混 の有		③ 温度 (加熱·冷却)	④ 一食分 の量	⑤ 色、形態、 香りなど	⑥味付け	特記事項
	有・	無有・無					
平成 年 月 日()	有・	無有・無					
	有・	無有・無	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
検食時間 :	有·	無有・無					
検食者氏名	有・	無有・無					
	有・	無有・無					
平成 年 月 日()	有・	無有・無					
	有・	無有・無	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
検食時間 :	有・	無有・無					
検食者氏名	有・	無有・無	-				
No.	有・	無有・無					
平成 年 月 日()	有・	無有・無					
	有・	無有・無	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
検食時間 :	有・	無有・無					
検食者氏名	有・	無有・無	*				
*	有·	無有・無					
平成 年 月 日()	有・	無有・無					
	有・	無有・無	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
検食時間 :	有・	無有・無					
検食者氏名	有・	無有・無					
	有・	無有・無					
平成 年 月 日()	有・	無有・無					
	有・	無有・無	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
検食時間 :	有・	無有・無					
検食者氏名	有・	無有・無	Ť				

⁽注)検食責任者は、検食が最終的に摂食の判断をする役割を持つことを理解し、摂食時間の30分前までに、各献立について①~⑥の項目を確認し、異常の状況や意見等を特記 事項に記入すること。